

# I 平成28年度教育訓練実施要領

## 1 教育訓練の目的

消防職員及び消防団員に対して行う教育訓練は、消防の責務を正しく認識させるとともに、人格の向上、学術技能の修得はもとより、強靱な体力を練成し、使命感に燃えた強固な精神と協同精神の涵養を図り、もって住民に期待され、愛され、信頼される有能な消防人を育成することを目的とする。

## 2 教育訓練の方針

教育訓練の目的を達成するため教育内容の充実と、次に掲げる教育理念の実践に努める。

- (1) 消防防災の本質と責務及び基本理念を正しく認識させる。
- (2) 消防防災活動に必要な規律と節度及び協調性を養成する。
- (3) 豊かな人間性、公正明朗な品性と良識を涵養する。
- (4) 強靱な体力、気力の練成と敏活な行動力を養成する。
- (5) 社会情勢の変化に即応できる高度な専門的知識と技術を修得させる。
- (6) 寮生活を通じ、消防人として必要な協同精神と集団行動の重要性を体得させる。
- (7) 地域社会の消防防災活動等に貢献できる人材を育成する。

## 3 入校手続き等

### (1) 入校申込書の提出

入校申込書は、表-3に掲げる必要書類を添えて、提出期限までに別紙様式第1-1号から第1-3号により、提出先を確認のうえ提出すること。

### (2) 入校の承認

入校の承認は、原則として入校日の概ね3週間前に決定し、別紙様式第1-4号により通知する。

### (3) 入校日の受付

午前9時から9時50分まで、若葉寮玄関において行う。  
(但し、別途指示がある場合は、それに従う。)

### (4) 入校経費の納入

入校経費は、別紙を参照のうえ、原則として入校日までに指定の口座へ振り込むこと。  
なお、請求書が必要な場合は、総務課まで連絡すること (Tel:059-374-1821)。

### (5) 携行品及び服装

入校時の携行品及び服装は、表-4に掲げるとおりとする。

### (6) 申告書の書き方 (様式第2号・消防職員のみ)

- ① 年齢は、入校日現在で記入すること。また、日付は和暦で記載すること。
- ② 部署は、現在の勤務署及び課、係まで記入し、役職名は行政組織に基づく職名を記入すること。
- ③ 最終学歴で大学卒業後に専門学校卒業等の変則的な場合は、併記すること。
- ④ 一般歴は、年月日順に一般職歴を記入すること。
- ⑤ 消防歴は、階級に関する任用年月日を記入し、入校日までの消防経験年数も記入すること。
- ⑥ 新規採用者にあつては、発令予定として記入すること。
- ⑦ 抱負・目標は記載内容が不足することがないように具体的に必ず記入すること。
- ⑧ 写真は、制服 (盛夏服) 又はスーツ着用・脱帽・上半身のもので、6ヶ月以内に撮影 (白黒・デジカメ可) したものとし、縦横 45 mm×35 mmのサイズで貼付すること。
- ⑨ 初任科と現任科でそれぞれ記入不要欄があるので様式第2号で確認すること。

### (7) 住民票 (初任科・無線講習用)

原則、入校生本人分のみを提出すること。(個人番号 (マイナンバー)、本籍地、世帯筆頭者の記載は不要。)

また、既に世帯用 (家族全員分) を取得済みの場合は、切り離さず家族全員分を提出すること。

なお、住民票交付日 (発行日) は、3月以降の日付とし、入校日に提出すること。

ただし、4月1日以降5月末日までに住所を変更する予定の者にあつては、住所変更後に速やかに提出すること。

(8) 事例研究資料（表－3参照）

教育課程ごとの様式第3号～第5号の記載要領に基づき、入校申請に添付すること。

ただし、幹部科教育（初級・中級・上級）にあつては、別途提出期限を設けて事例研究テーマを入校前に指定し、通知するので、それに基づいて提出（様式第5号）すること。

(9) その他

- ① 自衛消防隊教育については、各消防本部は管内事業所から様式第1－3号を取りまとめ、表－3に記載の提出期限後1週間以内に消防学校へ送付すること。
- ② 一日入校及び現地練習については、後日、関係部署へ詳細を通知する。
- ③ 少年消防クラブ教育については、随時受け付けする（申込様式は任意）。
- ④ 県職員の防災教育及び新規採用者研修については、関係機関との協議による。
- ⑤ 一般防災教育訓練等については、教育訓練の内容及び人員等を希望する日の属する月の2ヶ月前までに申請すること。  
ただし、受講者数や教育訓練内容等により、希望日及び内容等に変更が生じたり、また経費が必要となる場合がある。
- ⑥ 上段⑤を含め、年間計画表に記載のない教育訓練に関して、一日教育や施設貸出等は、日程及び教育訓練内容等を希望日の属する2ヶ月前までに事前協議をしたうえで申請すること。
- ⑦ 個人に関する情報は、消防学校教育訓練以外の目的で使用しません。

(注) 留意事項

- (1) 様式第2号「申告書」の入校の抱負・目標については、明確に記入すること。
- (2) 救助科水難救助課程については、入校資格・基準（下記に記載）を遵守するとともに、メディカルチェック（様式第7号）において入校者の体調確認を確実に行うこと。
- (3) 入校前個人調査表（様式第8号）は、警防科警防課程、救助科救助課程及び初級幹部科において、個人スキルを事前に確認し訓練時における小隊編成に活用するものであり、入校申請時に添付をすること。
- (4) 入校前個人調査表（様式第9号）は、予防査察科予防査察課程及び危険物科危険物課程において、個人の実務経験を事前に確認し各種実習等の班編成に活用するものであり、入校申請時に添付をすること。
- (5) 入校前個人調査表（様式第10号）は、救助科水難救助課程において、個人スキルを事前に確認し訓練時におけるバディ編成に活用するものであり、入校申請時に添付をすること。
- (6) 入校前個人調査表（様式第11号）は、自衛消防隊特定教育において、個人スキルを事前に確認し訓練時における小隊編成に活用するものであり、入校申請時に添付をすること。
- (7) 消防学校への入校及び履修に関し、資質・健康面ともに支障のない旨の証明を任命権者に求めること。
- (8) 消防職員初任科教育入校にあつては、入校前の体力トレーニングを行うこと。
- (9) 消防職員現任科教育にかかる入校については、事前学習を行うこと。

※ 上段(2)による入校資格・基準（7項目すべてを満たす者を推薦すること）

1	潜水士免許	35歳未満の潜水士免状取得消防職員
2	潜水経験	潜水資器材を装備しての潜水訓練経験がある者
3	息こらえ	地上での息こらえ60秒以上
4	クロール泳力	クロール泳力連続して300m以上
5	水平潜水	素潜り水平潜水25m以上
6	シュノーケリング	シュノーケルのみで水中呼吸が可能
7	耳抜き	水中での耳抜きが可能